

教 県 第 9 2 6 号  
平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日

各 県 立 学 校 長 様

埼 玉 県 教 育 委 員 会 教 育 長

週 休 日 等 の 割 振 り 変 更 の 運 用 に つ い て ( 通 知 )

週 休 日 等 の 割 振 り 変 更 に 係 る 事 務 の 取 扱 い に つ い て は 、 平 成 2 3 年 1 1 月 1 1 日 付 け 教 県 第 7 5 4 号 「 週 休 日 等 の 割 振 り 変 更 に つ い て ( 通 知 ) 」 に 基 づ き 、 適 切 に 対 応 い た だ い て い る と こ ろ で す が 、 こ の た び 週 休 日 等 の 割 振 り 変 更 の 運 用 に つ い て 整 備 し ま した の で 通 知 し ま す 。

つ き ま し て は 、 所 属 職 員 の 勤 務 時 間 の 適 正 な 服 務 管 理 に つ い て 遺 漏 の な い よ う お 願 い し ま す 。

な お 、 今 回 の 整 備 に 伴 う 追 加 事 項 等 は 下 記 の と お り で す 。

記

1 追 加 事 項

学 期 末 の 課 業 日 に お い て 、 成 績 処 理 に お け る 評 価 評 定 に 関 する 事 務 処 理 、 通 信 簿 作 成 に 関 する 事 務 処 理 並 び に 指 導 要 録 作 成 に 関 する 事 務 処 理 に つ い て は 、 「 教 務 用 務 」 と して 調 整 の 対 象 と す る こ と が で き る こ と と し た 。

2 実 施 時 期

追 加 事 項 に つ い て は 、 平 成 2 6 年 1 月 1 日 か ら 実 施 す る 。 そ の 他 に つ い て は 、 施 行 日 か ら 実 施 す る 。

担 当

県 立 学 校 人 事 課 学 事 担 当

電 話 048-830-6735

## 週休日等の割振り変更の運用について

### 1 週休日の振替について

- (1) 週休日に勤務を命ずる場合には、原則として1日を単位として勤務を命ずることとし、やむを得ない場合に限り4時間の勤務時間の割振り変更を行うこと。
- (2) 週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更は、原則として勤務を命ずることになる日を含む週内で行うこととし、やむを得ない場合は、勤務を命ずることになる日を起算日として、前4週後16週の期間で行うことができる。
- (3) 休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が45分以内である場合には、当該休憩時間の前後のいずれか一方の勤務時間の全てを割振り変更することにより、4時間の割振り変更をしたものとみなす。
- (4) 休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が45分以内である場合には、4時間の割振り変更2回を合わせて1日の週休日として振り替えることは差し支えない。ただし、週休日の振替を分割して、別々の日の午前又は午後の2回に振り替えることはできない。
- (5) 振替後の再振替はできない。つまり、週休日の振替を行った日に、改めて勤務を命ずることはできない。
- (6) 毎4週間につき、週休日が4日以上になること。
- (7) 4時間の勤務時間の割振り変更を行った日を含めた勤務日が引き続き24日を超えないこと。

### 2 勤務時間の割振り変更について

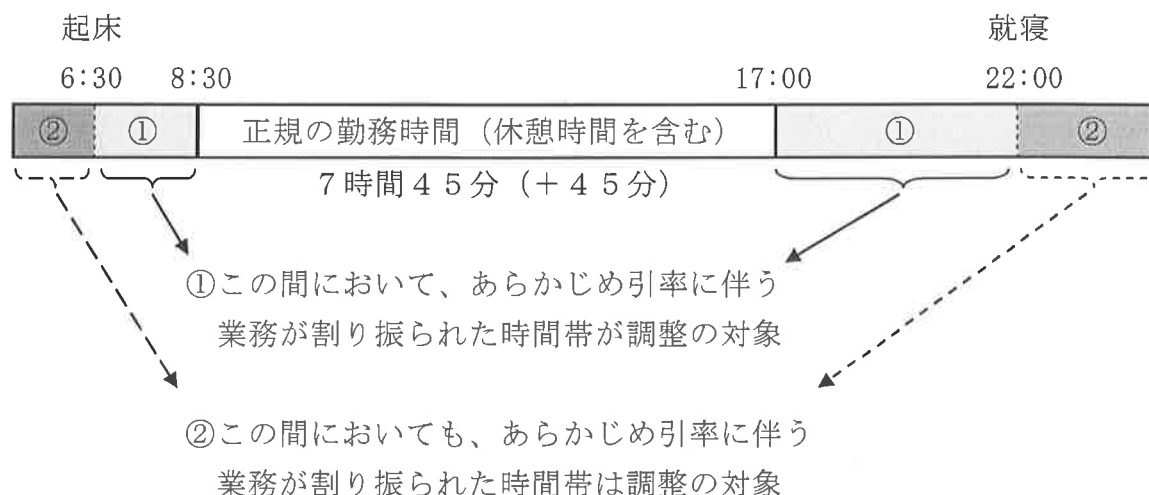
- (1) 1日の勤務日において、勤務時間の割振り変更を行うことで、やむを得ず7時間45分を超えて勤務を命ずることができるのは、職員会議や校務分掌に基づく会議用務（分掌会議、学年会議、校内委員会等）、教務用務、生徒指導用務、旅行命令による用務、その他学校運営上必要な用務に限られること。
- (2) 授業準備については、「特別支援学校において、高等学校と違って、複数の担任の教員が児童生徒の個別の指導計画等を協議しながら決める場合など、その日のうちに業務を終了しなければならない状況がある場合」や「教科、学年、分掌など学校の組織による教育活動で、その準備で校長が必要であると判断する場合」において、「会議用務」として調整の対象とすることができること。
- (3) 学期末の課業日において、成績処理における評価評定に関する事務処理、通信簿作成に関する事務処理並びに指導要録作成に関する事務処理については、「教務用務」として調整の対象とすることができること。
- (4) 夜間定時制の課程の部活動については、「校長が生徒指導の一環として必要と認めた場合」において、「生徒指導用務」として調整の対象とすることができること。
- (5) 7時間45分を超えて勤務を命ずる場合には、原則として1時間を単位とすること。ただし、学校運営の必要に応じて30分単位でも差し支えない。

### 3 泊を伴う行事における勤務時間の割振り変更について

- (1) 泊を伴う勤務を命じるにあたっては、あらかじめ個々に勤務時間の割振りを行い、本来の勤務時間を超過した分については勤務時間の割振りを行う。この場合、「週休日等の割振り変更簿（調整）」に記入する。なお、勤務時間の割振りを行うにあたっては、教員の健康に十分留意すること。
- (2) 泊を伴う行事の生徒引率業務において、児童生徒の起床（※1）から正規の勤務時間開始時刻まで及び正規の勤務時間終了時刻から児童生徒の就寝（※2）までの間で、あらかじめ教員に業務が割り振られた時間について、勤務時間の割振り変更をして、調整の対象とする。
- (3) 児童生徒の起床（※1）前、就寝（※2）後であっても、あらかじめ業務が割り振られている時間については、勤務時間の割振り変更をして、調整の対象とする。
- (4) 校内合宿においても同様とする。

※1 行事の初日にあつては「児童生徒の集合」

※2 行事の末日にあつては「児童生徒の解散」



(注) ただし、①及び②のうち、あらかじめ引率に伴う業務が割り振られていない時間帯において、緊急にやむを得ず業務を命じなければならない場合は、給特条例第7条第2項第2号に該当する時間外勤務である。

### 4 勤務時間の調整の例

- (1) 1日の勤務日に7時間45分を超えて勤務を命じたことによる調整を、数日分まとめて行うことは差し支えない。(例1)
- (2) 職務専念義務の免除(事由は問わない)と併せて調整し、1日勤務しないことは差し支えない。(例2)

- (3) 調整4時間を4時間の勤務時間の割振り変更に応じて扱い、半日年次休暇または半日夏季休暇（休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が45分を超える学校においては、4時間年次休暇または4時間夏季休暇）と併せて1日勤務しないことは差し支えない。ただし、時間単位の年次休暇と併せて調整し、1日勤務しないことはできない。（例3）
- (4) 調整4時間を4時間の勤務時間の割振り変更に応じて行い、半日承認研修（休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が45分を超える学校においては、4時間承認研修）と併せて1日学校で勤務しないことは差し支えない。（例4）
- (5) 1日の勤務時間の全てを調整の対象として、1日勤務しないことはできない。（例5）
- (6) 4時間の勤務時間の割振り変更を行った日の勤務すべき時間をすべて調整し、1日勤務しないことはできない。（例6）
- (7) 週休日に勤務を命ずることとなった日に調整することはできない。

- 例1 

出勤（出張）	調1	調1	調1
--------	----	----	----

  
※数日分をまとめて調整しても差し支えない。
- 例2 

職専免（5h 45m）	調1	調1
-------------	----	----

  
※職専免の事由は問わない。
- 例3 

半日（4h）年休、半日（4h）夏季休	調1	調2	調1
--------------------	----	----	----

  
※半日は休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が45分以内の場合
- 〃 

2h 出勤	調1	調1	調1	調1	調1	調1
-------	----	----	----	----	----	----
- × 〃 

2h 年休	調1	調1	調1	調1	調1	調1
-------	----	----	----	----	----	----
- 例4 

半日（4h）承認研修	調1	調1	調1	調1
------------	----	----	----	----

  
※半日は休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が45分以内の場合
- × 例5 

調整（7h 45m）
------------
- × 例6 

調1	調1	調1	調1	4時間の割振り変更	調1	・・・調整1時間を示す
----	----	----	----	-----------	----	-------------